

第 59 回

定時株主総会招集ご通知

開催情報

日 時 | 平成29年5月25日（木曜日）午前10時
| （受付開始予定時刻 午前9時）

場 所 | 愛知県豊田市吉原町平子26番地 当社本社
| （末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

目 次

第59回定時株主総会招集ご通知	1
（提供書面）	
事業報告	3
連結計算書類及び計算書類	20
監査報告	24
株主総会参考書類	28
第1号議案 剰余金の処分の件	28
第2号議案 取締役4名選任の件	29
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	33



富士精工株式会社

証券コード：6142

証券コード 6142
平成29年5月2日

株 主 各 位

愛知県豊田市吉原町平子26番地
富士精工株式会社
取締役社長 森 誠

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月25日（木曜日）午前10時00分
2. 場 所 愛知県豊田市吉原町平子26番地 当社本社
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項
 1. 第59期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.c-max.co.jp/>）において掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書面のほか、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.c-max.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年 3 月 1 日から
平成29年 2 月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、景気減速の流れに歯止めはかかったものの力強さに欠け、米国の対外政策の行方や中国をはじめとする新興国の景気動向などの懸念材料を抱えた状況が続きました。

わが国経済におきましては、所得や雇用の改善により緩やかな回復基調が続いておりますが、英国のEU離脱問題や米国大統領選挙などの海外の政治イベントに反応して為替相場や株式市場が大きく変動するなど、経済環境は不安定に推移いたしました。

当社グループの主要な取引先であります自動車産業界におきましては、新しい技術開発や業務提携などの動きが見られ今後の設備投資に対する期待感はあるものの、世界経済の動向や国内市場に不安要素もあり、先行きの不透明感が高まってきております。

このような状況のもと、当社グループは「販売改革」「技術革新」「ものづくり改革」「人づくり」を骨子とする「グループ中期経営計画」を策定し、長期経営ビジョンである「Good Company」を目指す取組みを開始いたしました。2016年4月に発生した熊本地震により工具生産の主力工場である熊本工場が被災し、操業を一時停止する事態となりました。

この事態に対し、熊本工場の早期復旧を行うとともに、当社グループ各社による代替生産を行うなど製品供給を維持してまいりましたが、受注環境の減速と復旧にかかる諸費用の増加により業績は低迷いたしました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高は203億8千8百万円（前連結会計年度比7.6%減）、営業利益は1億5百万円（前連結会計年度比89.6%減）、経常利益は3億7百万円（前連結会計年度比77.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億9千7百万円（前連結会計年度比64.1%減）となりました。

セグメントの売上高は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度 (自平成27年 3 月 1 日 至平成28年 2 月29日)		当連結会計年度 (自平成28年 3 月 1 日 至平成29年 2 月28日)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
日 本	百万円 11,977	% 54.3	百万円 10,872	% 53.3	百万円 △1,104	% △9.2
ア ジ ア	6,131	27.8	5,768	28.3	△362	△5.9
北 米 ・ 中 米	2,315	10.5	2,098	10.3	△217	△9.4
オ セ ア ニ ア	1,198	5.4	1,239	6.1	41	3.5
そ の 他	450	2.0	409	2.0	△41	△9.3
合 計	22,073	100.0	20,388	100.0	△1,684	△7.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は12億 1 千万円であり、その主なものは、当社本社工場製造設備等 2 億 1 千 2 百万円、熊本工場製造設備等 1 億 4 千 8 百万円、鹿児島工場製造設備等 6 千万円、アジア子会社の工場製造設備等 2 億 8 千万円、北米・中米子会社の工場製造設備等 9 千 6 百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における金融機関からの借入につきましては、短期借入金35億 8 千 3 百万円の資金調達をいたしました。

また、返済については、短期借入金38億 1 千 6 百万円、長期借入金 2 億 7 千 6 百万円を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	平成26年2月期 第56期	平成27年2月期 第57期	平成28年2月期 第58期	平成29年2月期 第59期 (当連結会計年度)
売 上 高	18,475百万円	21,606百万円	22,073百万円	20,388百万円
経 常 利 益	1,162百万円	1,269百万円	1,343百万円	307百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	821百万円	1,102百万円	829百万円	297百万円
1株当たり当期純利益	43円70銭	58円49銭	43円10銭	15円36銭
総 資 産	21,481百万円	25,074百万円	25,219百万円	23,619百万円
純 資 産	15,542百万円	17,804百万円	16,777百万円	16,583百万円
1株当たり純資産	755円85銭	815円44銭	752円23銭	767円69銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
富士エンジニアリング株式会社	千円 50,000	% 100.0	機械工具の設計及び販売、 機械の販売
アキュロムU.S.A.インコーポレーテッド	千米ドル 8,001	88.8	超硬工具等の製造及び販売
韓 富 エンジニアリング株式会社	千ウォン 2,300,000	97.5	超硬工具等の製造及び販売
サンセル P. T. Y. リミテッド	千豪ドル 4,143	97.6	超硬工具等の販売、 緩衝梱包材、断熱材、 保冷剤の製造及び販売
大 連 富 士 工 具 有 限 公 司	千元 52,970	58.9	超硬工具等の製造及び販売
P. T. フジプレシシツール イン ド ネ シ ア	千ルピア 18,683,200	67.0	超硬工具等の製造及び販売
ア キ ュ ロ ム セ ン ト ラ ル ヨ ー ロ ッ パ 有 限 会 社	千ズロチ 11,000	100.0	超硬工具等の製造及び販売
広 州 富 士 工 具 有 限 公 司	千元 30,937	82.8 (21.9)	超硬工具等の製造及び販売
長 春 韓 富 工 具 有 限 公 司	千元 12,719	100.0 (100.0)	超硬工具等の製造及び販売
ア キ ュ ロ ム メ キ シ コ 株 式 会 社	千ペソ 27,000	100.0	超硬工具等の製造及び販売
フジセイコウタイランド株式会社	千バーツ 106,000	51.0	超硬工具等の製造及び販売

(注) 議決権比率の()内は、間接所有比率で内数であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、一部自動車メーカーの設備投資拡大の動きはあるものの中期的には工具需要の拡大については不透明な状況であります。また、新しいものづくりが志向される中、当社においても新しい付加価値をつけた製品を提供することで取引の深耕を進め、新たな需要を掘り起こすことが課題となっております。

このような環境において、当社は「グループ中期経営計画」を策定し、企業価値の向上を目指します。

＜グループ中期経営計画の要旨＞

(1) 創業者の哲学の再認識（富士精工イズム）

当社グループのDNA：「夢とロマンの実現に向けて果敢にチャレンジ。これを通じて、ステークホルダーを笑顔にする」

(2) 長期経営ビジョン

ステークホルダーにとって価値ある企業「Good Company」を目指す

「Good Company」の定義：

「活力ある企業」「強い体質の企業」「夢とロマンのあふれる企業」

(3) 自社分析から導き出すキーワード

ブランド力、マーケティング力、要素技術力、生産技術力、職人力、付加価値あるものづくりなどを磨き高める

(4) 中期取組みの骨子

「販売改革」「技術革新」「ものづくり改革」「人づくり」

(5) 中期事業ドメイン

対象顧客：自動車産業、産業機械産業

コア技術：工具と周辺機器及びこれらの要素技術

事業目的：顧客の生産性向上

事業領域：切削加工分野の深掘りと切削加工以外の分野への拡大を行う

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当社グループは、当社、子会社11社及び関連会社1社で構成され、超硬工具関連（ホルダー、チップ、バイト、カッター・ドリル・リーマ）、自動車部品関連、包装資材関連、その他の製造及び販売ならびにこれらに付随する事業を行っております。

事業区分	事業内容
超硬工具関連事業	超硬工具等の製造及び販売
自動車部品関連事業	自動車用試作部品の製造及び販売
包装資材関連事業	緩衝梱包材、断熱材、保冷剤の製造及び販売
その他事業	機械工具の設計及び販売、機械の販売、金型の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年2月28日現在）

① 当社

本社及び本社工場（愛知県豊田市）
 熊本工場（熊本県菊池郡）
 鹿児島工場（鹿児島県霧島市）
 関東営業所（神奈川県厚木市）
 富士営業所（静岡県富士市）

② 子会社

国内

富士エンジニアリング株式会社 本社 愛知県豊田市
 海外

アキュロムU. S. A. インコーポレーテッド 本社 米国 ケンタッキー州レキシントン市
 韓富エンジニアリング株式会社 本社 韓国 忠清南道天安市
 サンセルP. T. Y. リミテッド 本社 豪州 ビクトリア州カラムダウンズ市
 大連富士工具有限会社 本社 中国 遼寧省大連市
 P. T. フジプレシシツールインドネシア 本社 インドネシア共和国 西部ジャワ州ブカシ県
 アキュロムセントラルヨーロッパ有限会社 本社 ポーランド イェルチ・ラスコビツェ市
 広州富士工具有限会社 本社 中国 広東省広州市
 長春韓富工具有限会社 本社 中国 吉林省長春市
 アキュロムメキシコ株式会社 本社 メキシコ アグアスカリエンテス州ヘススマリア市
 フジセイコウタイランド株式会社 本社 タイ アユタヤ県

(7) 使用人の状況（平成29年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,664 (121) 名	+35 (△8) 名

(注) 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外部への出向者は除く）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
485 (54) 名	+4 (+1) 名	40.9歳	19.2年

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者は除く）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社大垣共立銀行	240百万円
三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司	174
みずほ銀行（中国）有限公司	162
三井住友信託銀行株式会社	100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,533,891株（自己株式2,615,319株を含む）
- ③ 株主数 2,053名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
C.I.F. HOLDING株式会社	1,270千株	6.7%
有限会社シーマックス	1,150	6.0
株式会社晃永	1,050	5.5
森 誠	1,039	5.4
富士精工従業員持株会	665	3.5
株式会社大垣共立銀行	558	2.9
株式会社三菱東京UFJ銀行	461	2.4
森 仁志	445	2.3
三菱マテリアル株式会社	386	2.0
第一生命保険株式会社	313	1.6

（注） 当社は、自己株式2,615,319株を所有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年2月28日現在）

イ. 平成24年6月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

6個（新株予約権1個につき1,000株）

- ・新株予約権の目的である株式の数 6,000株

- ・新株予約権の払込金額 無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 222,000円（1株当たり 222円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1を資本金とし、その金額を減じた額を資本準備金の額とします。

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月13日から平成29年7月12日まで

- ・新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社取締役、監査役、従業員及び当社子会社等の取締役、従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではないこととします。

2. 新株予約権の相続はこれを認めないこととします。ただし、業務上に係る原因により新株予約権者が死亡した場合に限り、取締役会決議によりその相続人の相続を認めるものとします。

3. 新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができるものとします。

ただし、一部を行使する場合には、割当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとします。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	6個	6,000株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

□. 平成25年6月11日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

89個（新株予約権1個につき1,000株）

・新株予約権の目的である株式の数 89,000株

・新株予約権の払込金額 無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 323,000円（1株当たり 323円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1を資本金とし、その金額を減じた額を資本準備金の額とします。

・新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月13日から平成30年7月12日まで

・新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社取締役、監査役、従業員及び当社子会社等の取締役、従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではないこととします。

2. 新株予約権の相続はこれを認めないこととします。ただし、業務上に係る原因により新株予約権者が死亡した場合に限り、取締役会決議によりその相続人の相続を認めるものとします。

3. 新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができるものとします。

ただし、一部を行使する場合には、割当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとします。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	73個	73,000株	4名
社外取締役	10	10,000	1
監査役	6	6,000	1

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	森 誠	富士エンジニアリング株式会社 取締役会長 有限会社シーマックス 取締役社長
専 務 取 締 役	鈴 木 龍 城	管理部門担当
常 務 取 締 役	水 谷 肇	技術部門担当
常 務 取 締 役	鈴 木 聡	営業部門担当
常 務 取 締 役	大 野 達 也	生産部門担当
取 締 役	片 山 貴 雄	ユニオンツール株式会社 取締役会長
取 締 役	佐 原 伸 彦	佐原工業株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	加 藤 芳 彦	
監 査 役	平 野 徹	弁護士
監 査 役	木 村 元 泰	公認会計士、税理士

- (注) 1. 取締役片山貴雄氏及び佐原伸彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平野徹氏及び木村元泰氏は、社外監査役であります。
3. 取締役片山貴雄氏は、ユニオンツール株式会社の取締役会長を兼務しております。
4. 取締役佐原伸彦氏は、佐原工業株式会社の監査役を兼務しております。
5. 監査役木村元泰氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する専門知識と実務経験を有しております。
6. 当社は取締役片山貴雄氏及び佐原伸彦氏、監査役平野徹氏及び木村元泰氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役	7名	103百万円
監 査 役	6	17
合 計 (うち社外役員)	13 (6)	120 (11)

- (注) 1. 上記には、平成28年5月26日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、昭和62年5月28日開催の第29回定時株主総会において月額1,300万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年5月17日開催の第49回定時株主総会において月額350万円以内と決議いただいております。
4. 当社は、平成21年5月21日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いたしております。
- これに基づき、当事業年度中に退任した監査役3名に対し、1,024万円（うち社外監査役2名、461万円）の役員退職慰労金を支給しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役片山貴雄氏は、ユニオンツール株式会社の取締役会長を兼務しております。なお、当社はユニオンツール株式会社との間に商品供給等の取引関係があります。
- ・取締役佐原伸彦氏は、佐原工業株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	片山 貴雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち10回に出席いたしました。長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての優れた見識に基づき、必要な発言を行っております。
取 締 役	佐原 伸彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての優れた見識に基づき、必要な発言を行っております。
監 査 役	平野 徹	平成28年5月26日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士として専門的な見地から必要な発言を行っております。
監 査 役	木村 元泰	平成28年5月26日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。公認会計士・税理士として専門的な見地から必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	31,100

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程及び当社グループ全体の行動規範とする富士精工グループ行動憲章を定め、これを実効化します。
 2. 取締役、使用人への企業倫理意識等の浸透を図るため、コンプライアンス推進組織を設置いたします。
 3. 法令違反行為などコンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に処理・是正をはかるため、内部通報制度として企業倫理ヘルプラインを設置します。
 4. 取締役は、財務報告の信頼性を確保し、会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備・運用します。
 5. 反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、警察・弁護士等の外部専門家と緊密な連携をはかり、組織全体として毅然とした態度で臨みます。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1. 取締役会・常務会・経営会議などの重要会議における意思決定に係る議事録、稟議書類などの取締役の職務執行に係る文書は、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程に基づき適切に保存・管理します。
 - 2. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1. リスク管理の最高責任者である代表取締役社長のもと、管理部門担当取締役がこれを統括し、リスク管理担当部署を設置のうえ、全社横断的なリスク管理体制を構築します。
 - 2. リスク管理規程に基づき、リスクの種類ごとに責任部署を定め、リスク管理の実効性を高めるための諸施策を実施します。また、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク案件については、取締役会、常務会または経営会議の審議を経て決定します。
 - 3. 事業活動に重大な影響を及ぼす危機の発生に備え、危機管理マニュアルを定め、迅速かつ的確な危機対応・再発防止を行うことにより、損失の拡大防止・最小化に努めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1. 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、独立性を有する社外取締役を継続して選任します。
 - 2. 中期経営計画及び年度経営計画を策定し、取締役会がこれを決定します。部門担当取締役のもと、各部門は当該計画及び年度社方針に沿った方針・目標を策定し、その実施状況を経営会議、経営方針推進会議で報告し診断を仰ぐなどして、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保します。
 - 3. 取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限基準により、各部門の業務分掌を明確にし、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- ⑤ 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1. グローバル戦略会議を定期開催し、グループ方針・戦略を共有し、当社及び関係会社が相互に連携をはかり、企業集団の業績向上に資する体制を確保します。
 - 2. 関係会社会議を定期開催し、取締役が関係会社の経営環境、財政状態、経営成績、職務執行状況、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク等を監視・監督する体制を確保します。

3. 関係会社における職務執行状況を的確に把握するため、担当役員制を採用し、業務執行取締役が各関係会社の監視・監督を担い、関係会社から適時適切に職務執行の報告を受ける体制を確保します。
 4. 関係会社の職務執行における重要事項については、関係会社管理規程により、審議事項及び報告事項を明確にし、その重要性に応じて、取締役会または常務会で審議・報告を行い、関係会社の職務執行が効率的に行われる体制を確保します。
 5. 内部監査規程に基づき、内部監査室が関係会社の職務執行に係る帳簿・記録・資料等の証拠に基づく監査を実施するほか、組織・制度の運用状況の適正性を監査する体制を確保します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助使用人を選任します。
 2. 補助使用人の選任、解任、異動、他部門の兼職、人事評価等の決定については、監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。
 3. 監査役は補助使用人に対し、監査業務に必要な事項を指示できるものとし、補助使用人は取締役からの制限・制約を受けることなく、監査役の実効性を確保します。
- ⑦ 当社及び関係会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 監査役は、常務会・経営会議・関係会社会議などの重要会議に出席することができるものとし、取締役及び使用人から職務執行状況に関する報告を受ける体制を確保します。
 2. 当社グループの取締役及び使用人等は、当社の監査役の要請に応じて、業務の執行状況を報告するとともに、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した場合や不祥事、不正行為または法令違反等の行為が発生した場合は、速やかに監査役へ報告を行うものとしめます。
 3. 当社グループの取締役及び使用人等は、監査役に対する報告が通常の職制を通じた報告であるか否かを問わず、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者に対し一切の不利益な取扱いをしないものとしめます。
 4. 企業倫理ヘルプラインの適切な運用をはかり、当該内容は監査役へ適切な報告を行うものとしめます。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行い、会社の対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について相互認識を深め、効果的な監査業務の遂行をはかるものとします。
2. 監査役は、内部監査室から内部監査の経過及び結果について報告を受けるとともに、会計監査人から会計監査の内容について随時説明を受けるなど情報交換を行い、相互に連携をはかるものとします。
3. 監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続きによって速やかに当該費用または債務を処理いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 内部統制システム全般に関する事項

当社グループ全体の業務の適正を確保するために、関係会社会議を7月と12月の年2回開催し、関係会社の経営環境、財政状態、経営成績、職務執行状況、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク等を確認・監督いたしました。

内部統制システム全般の整備・運用状況については、内部監査室が継続的にモニタリングを実施し、改善・強化に取り組んでおります。

2. コンプライアンスに関する事項

法令違反行為などコンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に処理・是正をはかるため、内部通報制度として当社総務部を通常相談窓口とするほか、第三者機関を特別相談窓口とする「企業倫理ヘルプライン」を設置しております。

3. 監査役に関する事項

監査役は当社グループの重要会議に出席して職務遂行状況に関する報告を受けるとともに、取締役、会計監査人、内部監査責任者と適宜意見交換を行いました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,851,227	流 動 負 債	3,065,061
現 金 及 び 預 金	4,845,402	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,200,791
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	3,672,119	短 期 借 入 金	479,638
電 子 記 録 債 権	1,185,384	一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	91,605
有 価 証 券	468,987	未 払 法 人 税 等	33,293
商 品 及 び 製 品	1,348,137	賞 与 引 当 金	131,977
仕 掛 品	484,633	災 害 損 失 引 当 金	2,570
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	409,758	そ の 他	1,125,185
繰 延 税 金 資 産	184,428	固 定 負 債	3,970,720
そ の 他	315,614	長 期 借 入 金	229,454
貸 倒 引 当 金	△63,238	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,516,014
固 定 資 産	10,768,176	繰 延 税 金 負 債	13,175
有 形 固 定 資 産	7,946,532	そ の 他	212,077
建 物 及 び 構 築 物	2,343,066	負 債 合 計	7,035,782
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,874,632	(純 資 産 の 部)	
土 地	1,464,978	株 主 資 本	15,542,531
建 設 仮 勘 定	67,955	資 本 金	2,882,016
そ の 他	195,899	資 本 剰 余 金	4,147,458
無 形 固 定 資 産	231,863	利 益 剰 余 金	9,228,105
借 地 権	79,997	自 己 株 式	△715,049
そ の 他	151,866	その他の包括利益累計額	△1,018,841
投 資 そ の 他 の 資 産	2,589,780	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	547,080
投 資 有 価 証 券	2,121,673	為 替 換 算 調 整 勘 定	△160,905
長 期 貸 付 金	3,881	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,405,016
繰 延 税 金 資 産	337,944	新 株 予 約 権	26,248
そ の 他	158,039	非 支 配 株 主 持 分	2,033,683
貸 倒 引 当 金	△31,758	純 資 産 合 計	16,583,621
資 産 合 計	23,619,403	負 債 純 資 産 合 計	23,619,403

連結損益計算書

(平成28年 3 月 1 日から
平成29年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,388,601
売上原価	16,404,256
売上総利益	3,984,344
販売費及び一般管理費	3,878,698
営業利益	105,646
営業外収益	
受取利息	36,683
受取配当金	26,614
持分法による投資利益	98,840
技術指導料	33,576
その他の	102,508
営業外費用	
支払利息	16,166
売上割引	159
為替差損	72,917
その他の	7,499
経常利益	96,743
特別利益	307,126
固定資産売却益	9,390
投資有価証券売却益	62,053
その他の特別利益	33,060
特別損失	
固定資産除売却損	48,356
災害による損失	128,056
その他の特別損失	1,319
税金等調整前当期純利益	177,731
法人税、住民税及び事業税	233,898
法人税等調整額	164,387
当期純利益	△291,865
非支配株主に帰属する当期純利益	361,376
親会社株主に帰属する当期純利益	63,684
	297,691

貸 借 対 照 表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,166,149	流 動 負 債	1,903,113
現金及び預金	1,931,436	支払手形	347,940
受取手形	373,785	買掛金	479,370
電子記録債権	1,185,384	短期借入金	216,664
売掛金	1,981,463	一年内返済予定長期借入金	89,992
有価証券	468,987	未払金	109,824
商品及び製品	331,839	未払費用	252,332
仕掛品	319,343	預り金	21,171
原材料及び貯蔵品	73,206	賞与引当金	122,269
前払費用	26,142	災害損失引当金	2,570
未収入金	173,197	設備代支払手形	202,825
関係会社短期貸付金	234,674	その他の流動負債	58,152
繰延税金資産	47,639	固 定 負 債	1,960,573
その他の流動資産	19,051	長期借入金	40,000
固 定 資 産	8,601,552	退職給付引当金	1,815,572
有形固定資産	3,823,953	繰延税金負債	13,175
建築物	922,072	長期未払金	85,455
構築物	80,464	その他の固定負債	6,370
機械及び装置	1,751,204	負 債 合 計	3,863,687
車両運搬具	11,332	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	76,826	株 主 資 本	11,330,121
土地	972,867	資 本 金	2,882,016
有形リース資産	9,185	資 本 剰 余 金	4,147,458
無形固定資産	144,947	資本準備金	4,132,557
借地権	34,466	その他の資本剰余金	14,901
ソフトウェア	101,032	利 益 剰 余 金	5,015,695
無形リース資産	3,883	利益準備金	413,560
電話加入権	5,564	その他利益剰余金	4,602,134
投資その他の資産	4,632,651	別途積立金	4,380,000
投資有価証券	1,481,856	繰越利益剰余金	222,134
関係会社株式	1,821,846	自 己 株 式	△715,049
出資金	64,085	評価・換算差額等	547,645
関係会社出資金	868,446	その他有価証券評価差額金	547,645
関係会社長期貸付金	364,147	新 株 予 約 権	26,248
その他の投資	64,026	純 資 産 合 計	11,904,014
貸倒引当金	△31,758	負 債 純 資 産 合 計	15,767,701
資 産 合 計	15,767,701		

損 益 計 算 書

(平成28年 3 月 1 日から
平成29年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,527,504
売 上 原 価		10,725,036
売 上 総 利 益		1,802,467
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,965,603
営 業 損 失		163,136
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	158,293	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	161,582	319,875
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,306	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	1,355	2,662
経 常 利 益		154,076
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7,154	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	62,053	
そ の 他 特 別 利 益	33,060	102,268
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	37,072	
災 害 に よ る 損 失	128,056	
そ の 他 特 別 損 失	1,319	166,448
税 引 前 当 期 純 利 益		89,897
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	80,947	
法 人 税 等 調 整 額	△52,249	28,698
当 期 純 利 益		61,199

独立監査人の監査報告書

平成29年4月11日

富士精工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 千 佳 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 澤 田 吉 孝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士精工株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年4月11日

富士精工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 本 千 佳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 澤 田 吉 孝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士精工株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月11日

富士精工株式会社 監査役会

常勤監査役	加	藤	芳	彦	㊟
社外監査役	平	野		徹	㊟
社外監査役	木	村	元	泰	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

企業体質の強化を図るため内部留保の充実に気を配りつつ、安定的な配当の維持を基本とし、業績や配当性向等を勘案して、以下のとおり期末配当をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は56,755,716円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年5月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当する事項はありません。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(7名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、意思決定の迅速化を図るため、取締役4名の選任をお願いいたします。

なお、取締役候補者の選任については、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	
候補者 番 号 1 再 任 もり まこと 森 誠 (昭和23年1月16日生) ■所有する当社の株式数 1,039,000株	昭和46年3月 当社入社 昭和57年3月 当社本社工場長 昭和57年5月 当社取締役本社工場長 昭和62年5月 当社常務取締役 平成6年5月 当社専務取締役 平成9年5月 当社取締役社長（現任） 平成9年10月 アキュロムU. S. A. インコーポレーテッド取締役 平成12年2月 富士エンジニアリング株式会社取締役 平成23年4月 大連富士工具有限公司副董事長（現任） 平成24年8月 富士エンジニアリング株式会社取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] 有限会社シーマックス取締役社長 富士エンジニアリング株式会社取締役会長

取締役候補者とした理由

- ・森 誠氏は、昭和57年から当社取締役本社工場長、平成9年から当社取締役社長として、長年にわたり当社の経営の先頭に立ち、発展に努めてまいりました。また、当社海外子会社の副董事長・当社国内子会社の取締役会長を兼任しており、グローバルな事業展開・経営監督面において高い識見を有しております。その豊富な経験を活かし、当社の取締役会にて議長を務めるなど、経営上の重要事項の決定・適切な判断に際して手腕を発揮し、経営責任者としての役割を充分に果たしております。今後も、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・森 誠氏は、富士エンジニアリング株式会社の取締役会長を兼務しており、当社は同社との間に、製品販売等の取引関係があります。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	
候補者番号 2 再任 すずき たつき 鈴木 龍城 (昭和27年3月11日生) ■所有する当社の株式数 131,000株	昭和61年 8 月 当社入社
	平成 9 年 3 月 当社海外事業部長
	平成11年 3 月 サンセルP. T. Y. リミテッド取締役社長
	平成15年 2 月 アキュロムU. S. A. インコーポレーテッド取締役社長
	平成15年 5 月 当社執行役員
	平成19年 3 月 当社執行役員管理部門担当
	平成19年 3 月 アキュロムU. S. A. インコーポレーテッド取締役
	平成19年 5 月 当社常務取締役管理部門担当
	平成20年 1 月 アキュロムセントラルヨーロッパ有限会社取締役（現任）
	平成20年 4 月 サンセルP. T. Y. リミテッド取締役
取締役候補者とした理由	
・鈴木龍城氏は、平成9年から当社海外事業部長、平成11年から当社海外子会社の取締役社長を歴任し、当社のグローバル事業経営の拡大・戦略の展開において多大な貢献をしてまいりました。平成19年から当社常務取締役、平成24年から当社専務取締役として、主に管理部門担当役員を務め、当社の管理機能（経営企画、財務、人事、法務、情報システム、調達等）における統括的役割を担い、コンプライアンス活動の推進、コーポレートガバナンス体制の充実に尽力しております。今後も、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
その他取締役候補者に関する特記事項	
・鈴木龍城氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）		
候補者 番 号	4	新 任
		社 外
		独 立
おおだいら ひろし 大 平 博 (昭和32年11月28日生) ■所有する当社の株式数 —		
平成元年5月 ユニオンツール株式会社入社 平成10年12月 同社長岡工場管理部長 平成12年10月 同社総合企画部長 平成12年11月 同社子会社佑能工具（上海）有限公司董事長 平成14年9月 同社海外子会社支援室長 平成21年12月 同社長岡工場管理部長 平成22年12月 同社総務部長 平成23年2月 同社執行役員総務部長 平成24年2月 同社取締役管理本部担当総務部長 平成24年12月 同社子会社台湾佑能工具股份有限公司董事長 平成25年2月 同社常務取締役管理本部担当総務部長 平成26年2月 同社取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ユニオンツール株式会社取締役社長		

取締役候補者とした理由

- ・大平 博氏は、新任の社外取締役候補者であります。同氏は、ユニオンツール株式会社の取締役社長として活躍されており、その実績・識見は高く評価でき、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・大平 博氏は、ユニオンツール株式会社の取締役社長であり、当社は同社との間に商品供給等の取引関係があります。
- ・大平 博氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、社外取締役に就任いただいた後には、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- ・大平 博氏が社外取締役に就任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

新任 社外 独立	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
しもやま やすお 下山 泰生 (昭和29年5月28日) ■所有する当社の株式数 —	平成18年9月 ユニオンツール株式会社入社 総合企画部参事 平成18年12月 同社子会社佑能工具（上海）有限公司董事長 平成19年12月 同社総合企画部長 平成23年12月 同社子会社佑能工具（上海）有限公司監査役（現任） 同社子会社東莞佑能工具有限公司監査役（現任） 平成24年2月 同社常勤監査役（現任） 平成25年1月 同社子会社優能工具（上海）有限公司監査役（現任） [重要な兼職の状況] ユニオンツール株式会社常勤監査役

補欠監査役候補者とした理由

- ・下山泰生氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、ユニオンツール株式会社の総合企画部長、同社子会社の董事長を務められるなど企業経営に高い識見を有しており、現在は、同社及び子会社の監査役として活躍されております。監査役としての責務や業務内容を十分に理解されておられることから、社外監査役として選任された際には、適法性及び妥当性の監査を客観的な視点からの確に行っていただけるものと考え、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

その他監査役候補者に関する特記事項

- ・下山泰生氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・下山泰生氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外監査役に就任いただいた後には、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- ・下山泰生氏が社外監査役に就任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。

以 上

× ㄷ

[illegible]

株主総会会場ご案内略図

会場

愛知県豊田市吉原町平子26番地
当社本社
TEL 0565-53-6611 (代表)

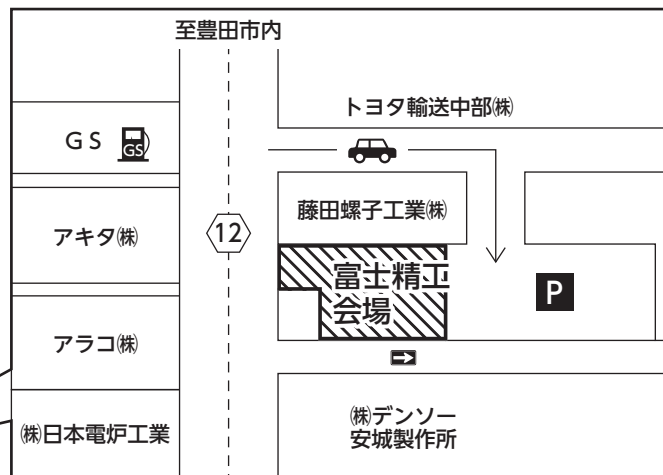
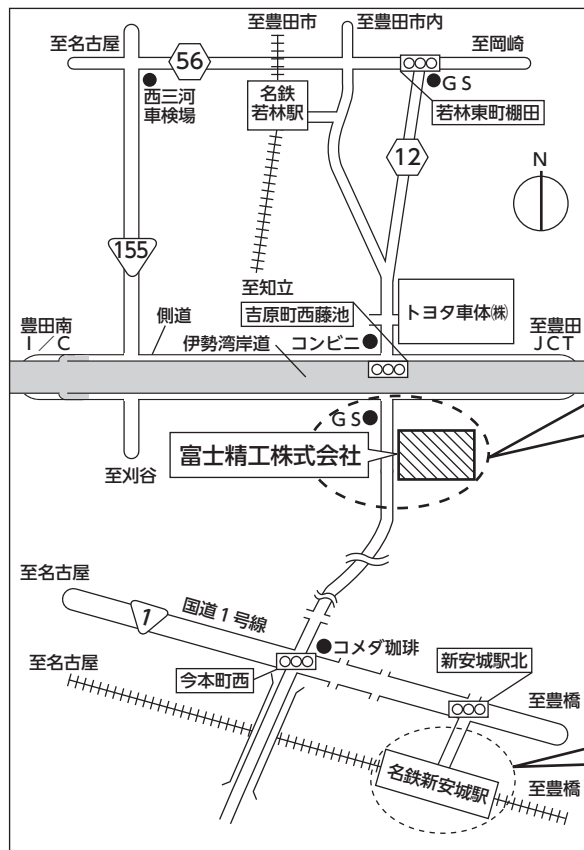
交通

公共交通機関でお越しの場合

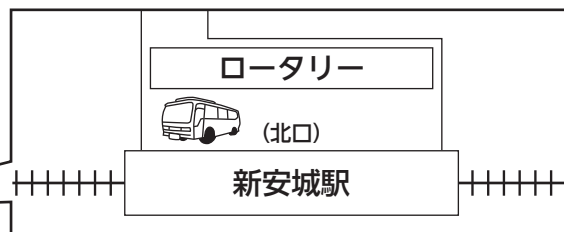
- ・名鉄本線 新城駅下車 北口よりタクシー 約10分
- ・名鉄三河線 若林駅下車 タクシー 約10分

お車でお越しの場合

- ・伊勢湾岸道 豊田南インターより 約5分



※お車でお越しの際は、駐車場までお越しください。
駐車場では係りの者が案内いたします。



名鉄本線新城駅北口から、午前9時20分発の送迎バスを運行いたしますので、ご利用ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。